

金融審議会市場ワーキング・グループ報告書
「高齢社会における資産形成・管理」
資料

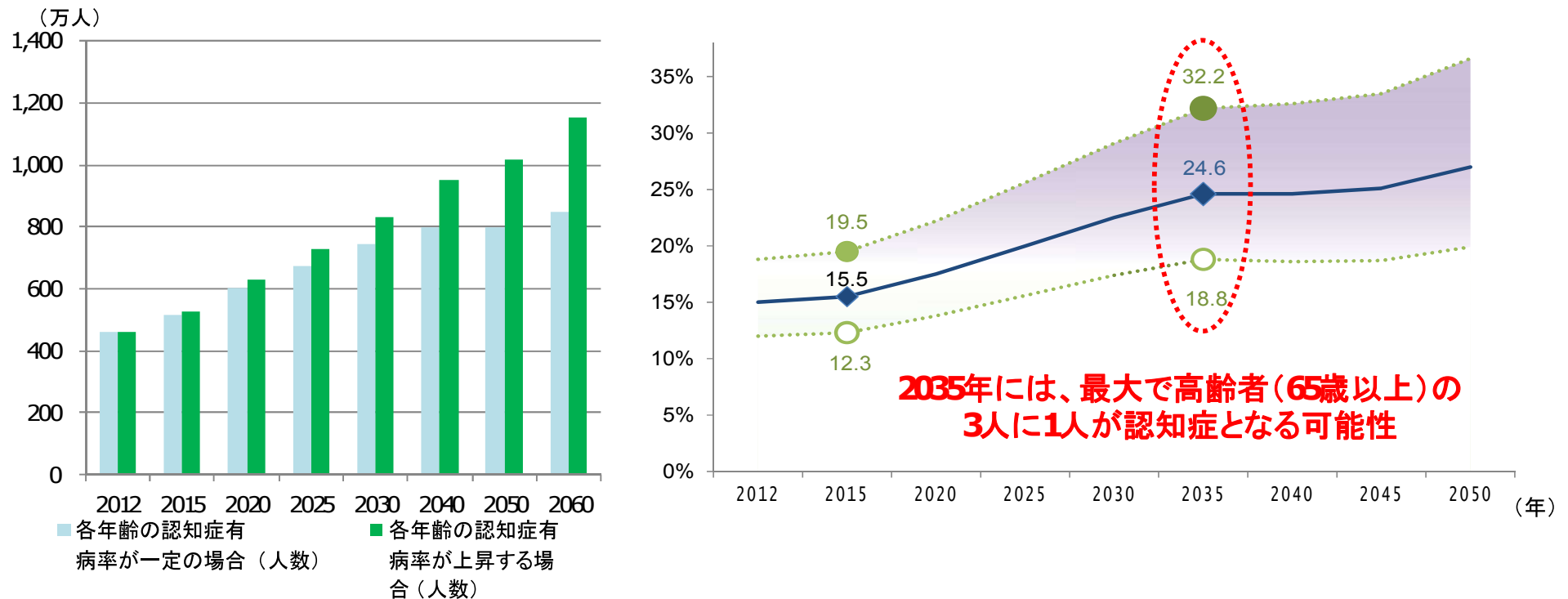
令和元年6月3日
金融庁



認知症の人の増加①

- 認知症の人は、2030年に830万人（人口の7%）、2060年に1,154万人（同12%）まで増加する可能性。
- 認知症の有病率が上昇する場合、最大で高齢者の3人に1人が認知症になる可能性。

65歳以上の認知症の人の推定者と推定有病率



（注）有病率は、各年齢の認知症有病率が上昇する場合の比率。破線間は95%信頼区間を示す。

（資料）「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）

（出典）みずほ総合研究所「高齢社会と金融～高齢社会と多様化するニーズに金融機関はどう対応するか～」より、抜粋

認知症の人の増加②

- 認知能力の低下により、金融機関が顧客の認知能力に問題があると判断した場合、顧客保護の観点から金融サービスに一定の制限がかけられることがある。
- 成年後見開始後は、家庭裁判所が被後見人の状況を勘案して判断することとなるが、有価証券については保有を継続するか、現金化が推奨される例が見られる。

認知能力が衰えたことによる 金融サービスの制限

顧客の認知能力に問題があると判断した場合の金融機関の対応例

- 新規契約の停止(有価証券の売買等)
- 既存契約の解除(信用取引、FX取引等)
- 本人のみによる預貯金口座の引き出しの停止

後見開始時に保有していた 有価証券の取扱い

Q7 預貯金の管理

預貯金の管理については、何を注意したらよいのでしょうか？

A ご本人の預貯金については、基本的に次のことに注意してください。

- ① ご本人の名義で管理すること。
- ② 預貯金の口座は、管理しやすいようにできる限り整理すること。
- ③ 安全確実な管理を心がけること。

3 ご本人の財産管理は、安全確実であることが基本であり、投機的な運用は絶対に避けてください。「利回りが良いから」といって、ご本人の預貯金を用いて株や元本割れの可能性のある金融商品等を購入することは許されません。

万が一、損害が発生した場合は、後見人が弁償することはもちろん、後見人を解任される可能性もあります。

出典：地方家庭裁判所成年後見人Q&Aより抜粋

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
 - (2) 計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)。
 - (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

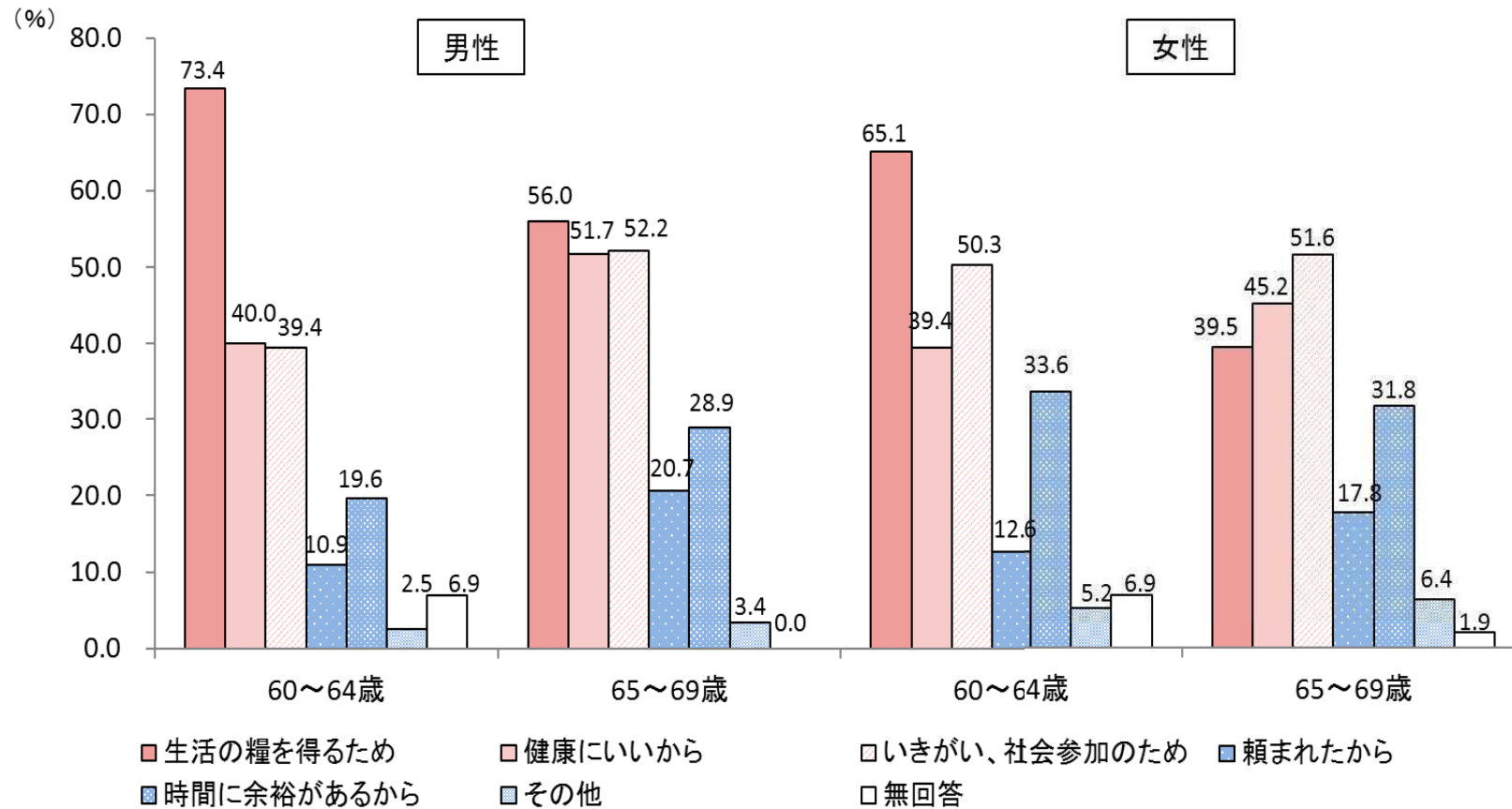
(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

出典：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画のポイント・概要」

高齢者の就業理由

○ 高齢者の就業理由は、60歳台前半では「生活の糧を得るため」が最も多いが、60歳台後半では「健康にいいから」「いきがい、社会参加のため」といった割合が増える。



(出所) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「高齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」(2011年)

※ 複数回答

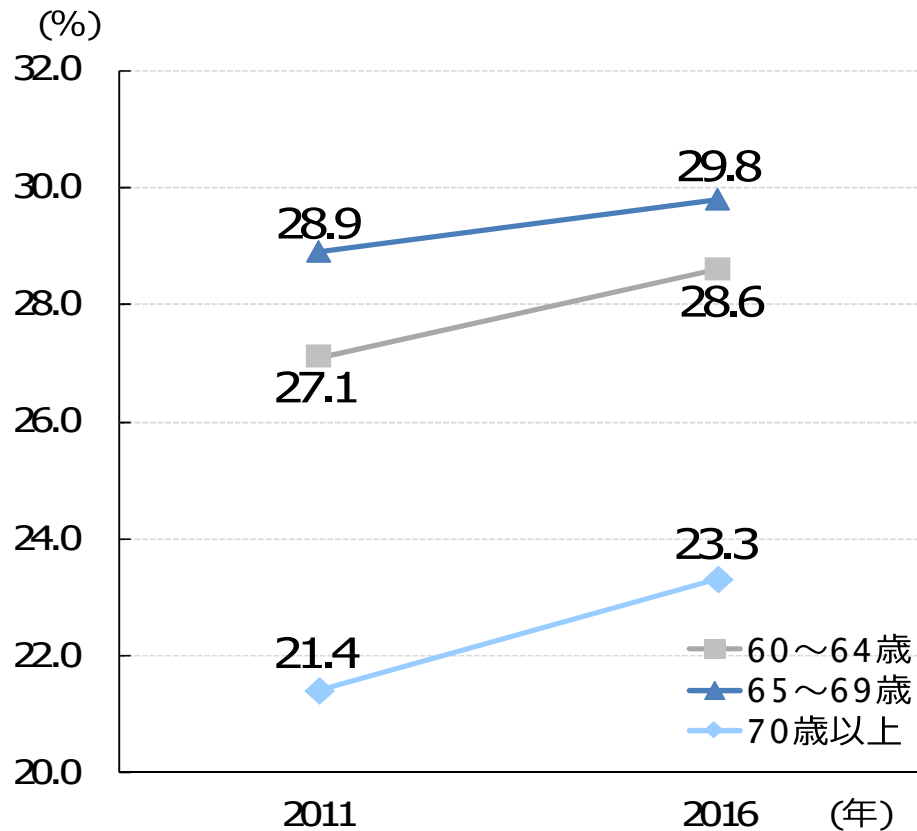
※ 60～64歳は雇用者のみの回答(男性 n=1,224、女性 n=865)、65～69歳は自営業者を含む(男性 n=232、女性 n=157)

※ 2011年7月現在の就業等の状況に対する意識を尋ねたもの

高齢者とボランティア

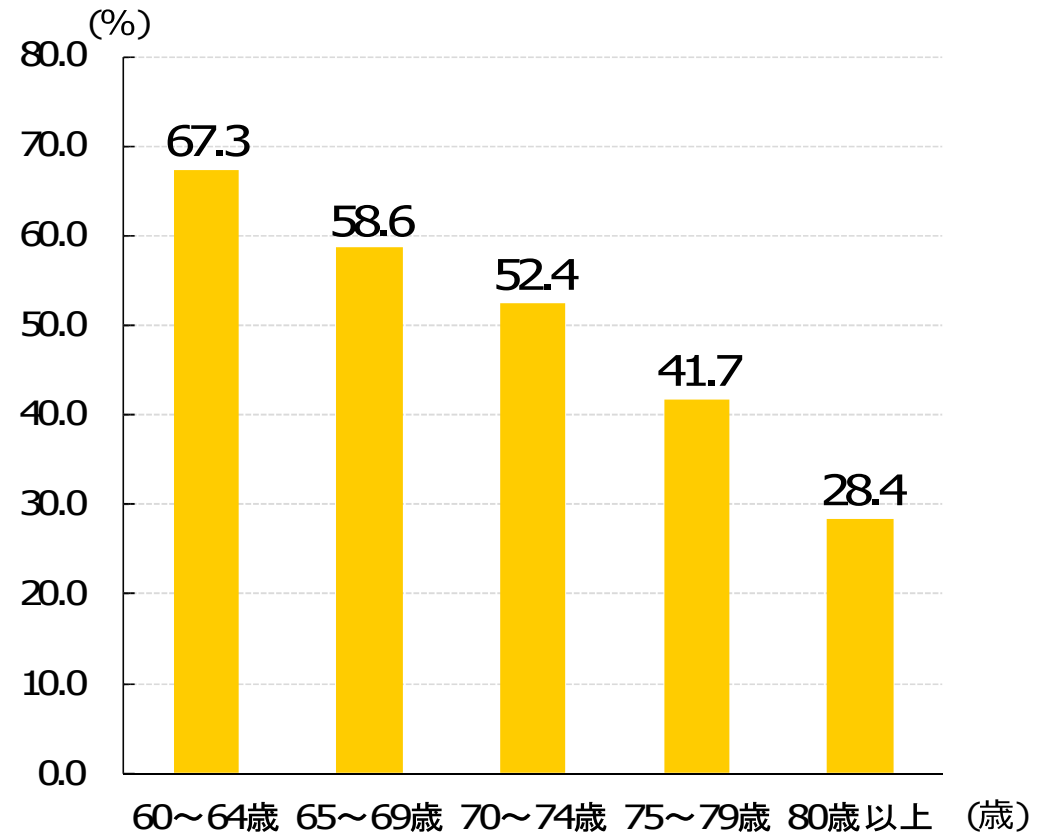
- 高齢者のボランティア活動への参加は増加しており、ボランティア活動への参加意向を持っている者も多く存在する。

ボランティア活動への参加率の推移



(出典) 総務省「社会生活基本調査」より、金融庁作成

ボランティア活動への参加意向がある人の割合（年齢別）



(出典) 内閣府「高齢者の経済生活に関する意識調査(H23年)」より、金融庁作成

退職金と投資

- 現役時代から投資を行ってきた者は、退職金でも投資を行う傾向が高い。

現役時代から投資を行っていたと回答した人	現役時代から投資を行っていなかったと回答した人
2,824人	5,806人
↓	↓
且つ、退職金で投資をしたと回答した人 括弧内は上記回答に対する比率	且つ、退職金で投資をしたと回答した人 括弧内は上記回答に対する比率
1,984人 (70.3%)	692人 (11.9%)

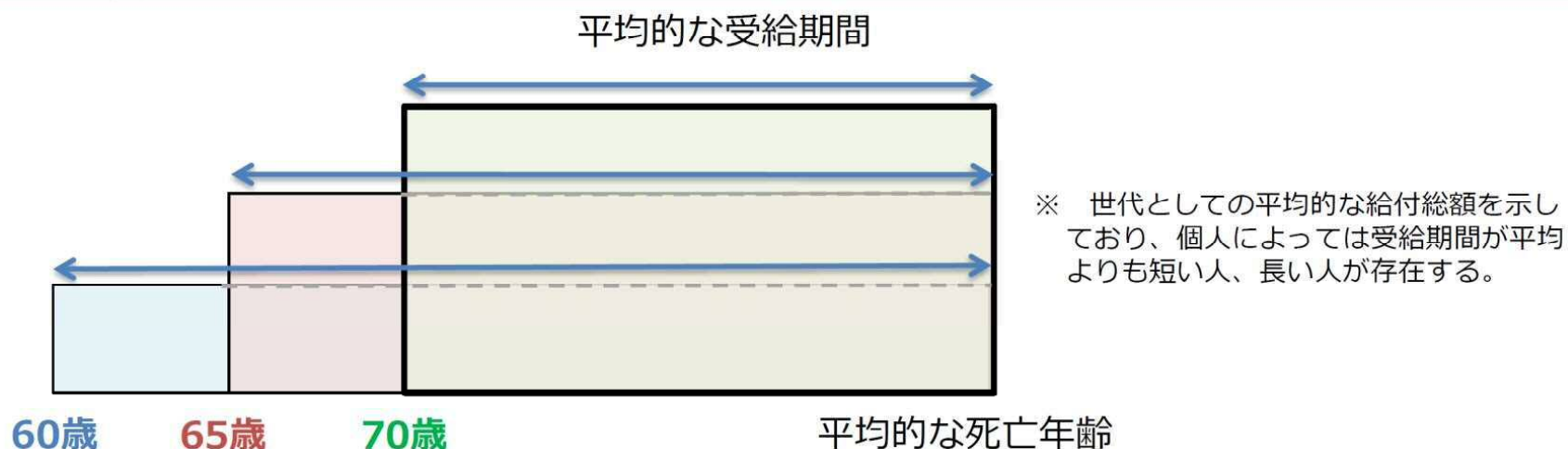
(出典) フィデリティ退職・投資教育研究所、退職者8000人アンケート、2015年調査より、金融庁作成

資産形成(投資)にあたってのポイント

	ポイント	つみたてNISA
長期投資	投資を始めたら、長期間続けること！	長期保有を前提とした制度 非課税期間は20年間
積立投資	投資のタイミングをとらえるのは難しい！ 定期的に自動で買付！	買付けの方法は、 積立投資に限定
分散投資	分散投資でリスクを軽減！ 資産の分散と地域の分散！	対象は、国内外の株式・債券等に 分散して投資する投資信託
手数料	信託報酬は、長期の運用成果に大きな影響！	信託報酬が低く、販売手数料もノーロード（0円）の 低コスト商品に限定
分配金	毎月、分配金を受け取ることは、長期の運用には向かない！	毎月分配型でない商品が対象
税金	原則、運用益は課税（20.315%）	運用益は 非課税

受給開始時期(繰上げ・繰下げ受給制度)について

- 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。
※繰下げについては、66歳到達以降でしか選択することができない。
- 65歳より早く受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額が減額(最大30%減額)となる一方、65歳より後に受給を開始した場合(繰下げ受給)には、年金月額が増額(最大42%増額)となる。
- 繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。



(参考) 繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点(月単位)に応じて計算される。

- 繰上げ減額率 = $0.5\% \times$ 繰上げた月数 (60歳~64歳)
- 繰下げ増額率 = $0.7\% \times$ 繰下げた月数 (66歳~70歳)

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
減額・増額率	△30%	△24%	△18%	△12%	△6%	-	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42%

継続雇用後の給与水準の変化

(%)

		増加	変化せず	10%未満減少	10～20%未満減少	20～30%未満減少	30～40%未満減少	40～50%未満減少	50%以上減少	無回答
企業調査	雇用者数規模	総計		15.3		17.0	22.9	21.7	16.1	7.0
		49人以下		22.7		21.6	18.1	16.2	8.6	12.7
		50～99人		17.1		18.5	24.4	19.8	12.1	8.2
		100～299人		14.7		17.8	24.1	23.2	14.6	5.6
		300～499人		13.9		13.9	20.1	23.2	23.2	5.5
		500～999人		12.1		10.0	24.6	26.9	20.3	6.2
		1000人～		8.0		10.9	15.8	22.7	37.1	5.5

調査労働者	60～64歳の継続雇用者	男	0.2	5.8	3.1	11.9	14.4	31.7	26.8	6.3
		女	2.3	22.7	12.2	19.2	14.0	9.3	9.3	11.0

資料出所:独立行政法人労働政策研究・研修機構

(企業調査) 「高年齢社員や有期契約社員の法改正後の活用状況に関する調査」(平成26年)

常用労働者50人以上雇用する民間企業に対する調査(回収数n=7179)。

回答時点で雇用者規模が50人未満であった企業が含まれる(n=463)。

(労働者調査) 「高年齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」(平成24年)

(注)いずれも定年到達時と継続雇用中の給与を比較したもの。

一般NISAとつみたてNISA

一般NISA

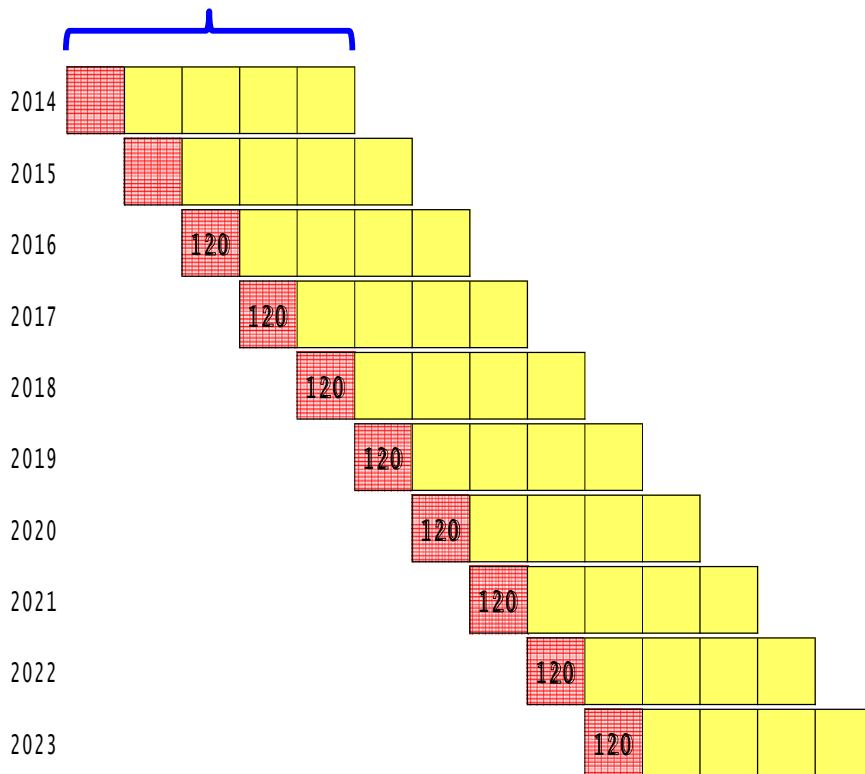
- ・非課税枠（最大）：**120万円**
- ・非課税の期間：**5年間**
- ・非課税の最大枠：**600万円**（120万円×5年）
- ・投資対象：上場株式、株式投資信託、REIT など

選 択

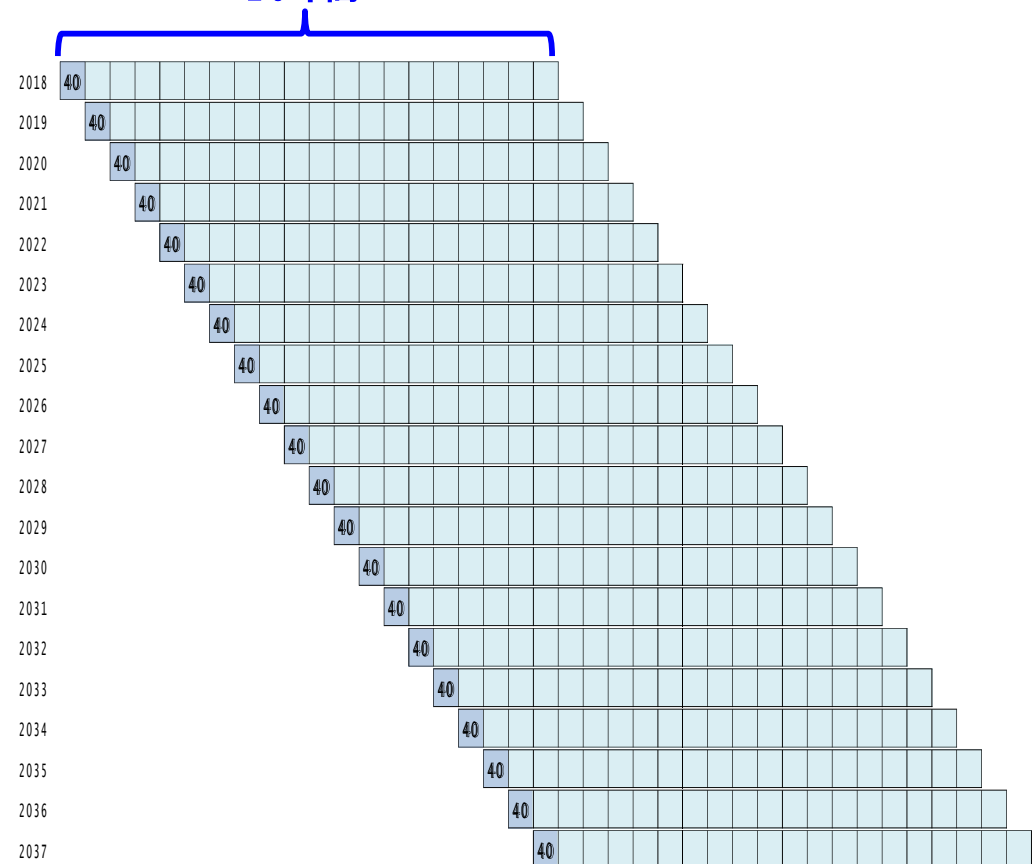
つみたてNISA

- ・非課税枠（最大）：**40万円**
- ・非課税の期間：**20年間**
- ・非課税の最大枠：**800万円**（40万円×20年）
- ・投資対象：**株式投資信託**
長期の資産形成に適した商品に限定

5年間



20年間

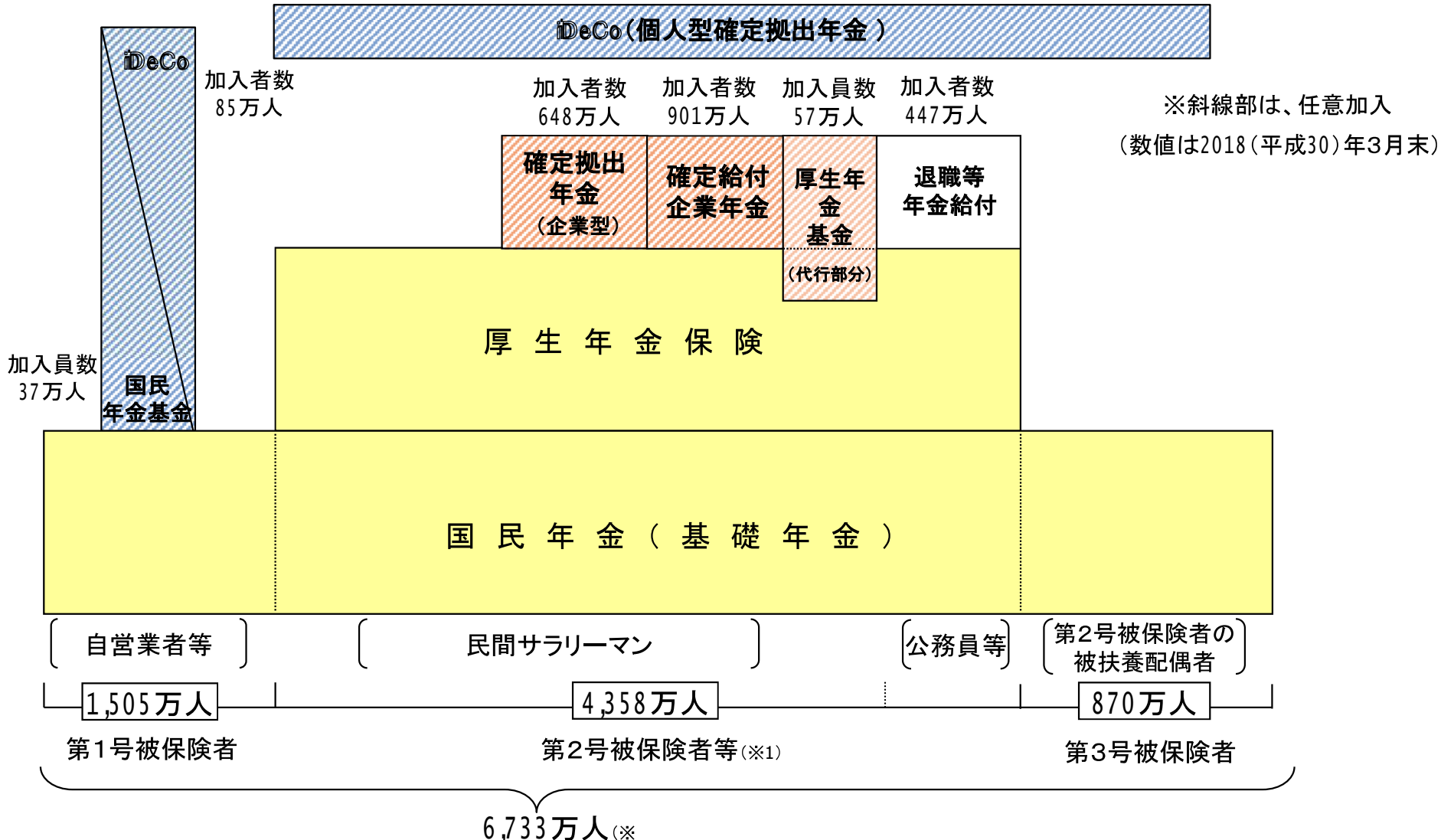


年金制度の体系

○ 20歳以上65歳未満人口に対し、企業年金・個人年金の加入者の割合は、25.0%

○ 厚生年金被保険者に占める企業年金・個人年金の加入者の割合は、38.9%

※ 複数の制度に重複加入している加入者数を推計し控除して算出。



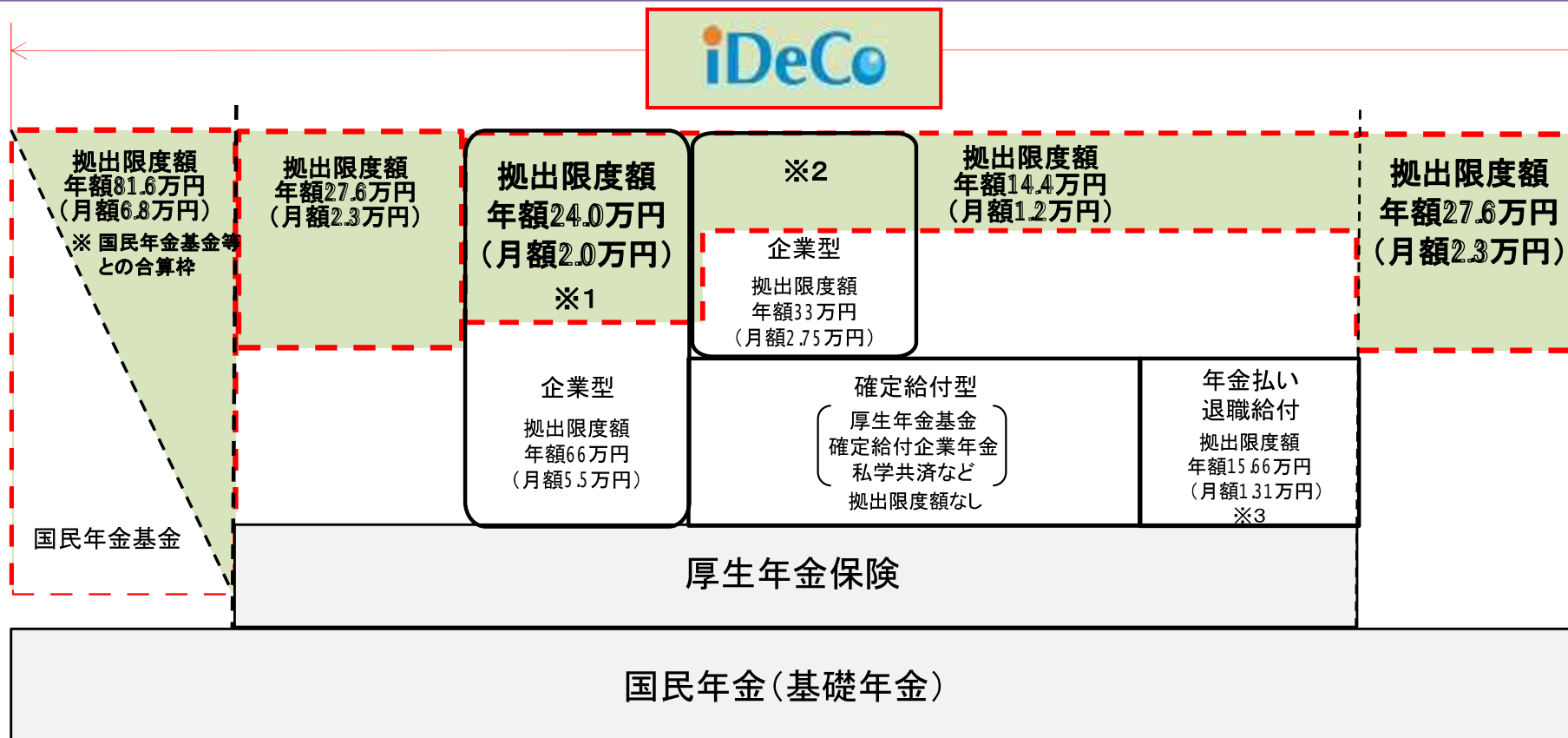
※1 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

※2 20~65歳未満人口は、6,965万人。人口推計(2018(平成30)年9月)調べ。

個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能範囲の拡大

- 働き方・ライフコースの多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、iDeCoについて、第3号被保険者や企業年金加入者※、公務員等共済加入者を加入可能とした。(2017年1月施行)

※企業型確定拠出年金加入者については規約に定めた場合に限る。



自営業者等
(第1号被保険者)

会社員
(第2号被保険者)

公務員等
(第2号被保険者)

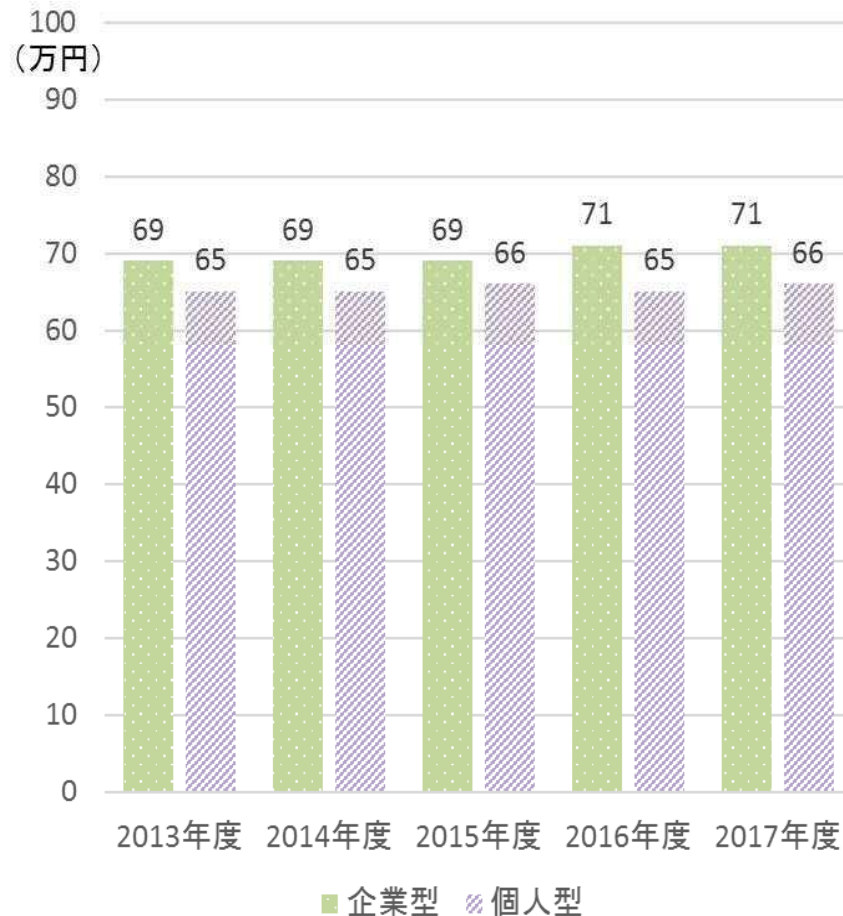
専業主婦(夫)等
(第3号被保険者)

- ※1 企業型のみを実施する場合は、従業員によるマッチング拠出ができることを定めない場合であって、①iDeCoに加入ができること、②企業型への事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)以下とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入が可能。
- ※2 企業型と確定給付型を実施する場合は、従業員によるマッチング拠出ができることを定めない場合であって、①iDeCoに加入ができること、②企業型への事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)以下とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入が可能。
- ※3 保険料率の上限は、労使あわせて1.5%と法定されている。標準報酬の月額の上限は62万円、標準期末手当等の額の上限は150万円であり、これらに基づき表中の拠出限度額を算出している。

iDeCoの給付額

- 老齢給付において、年金により受給している者の1件当たり給付額は、66万円(2017年度)となっている。
- 一時金により受給している者の1件当たり給付額は、328万円(2017年度)となっている。

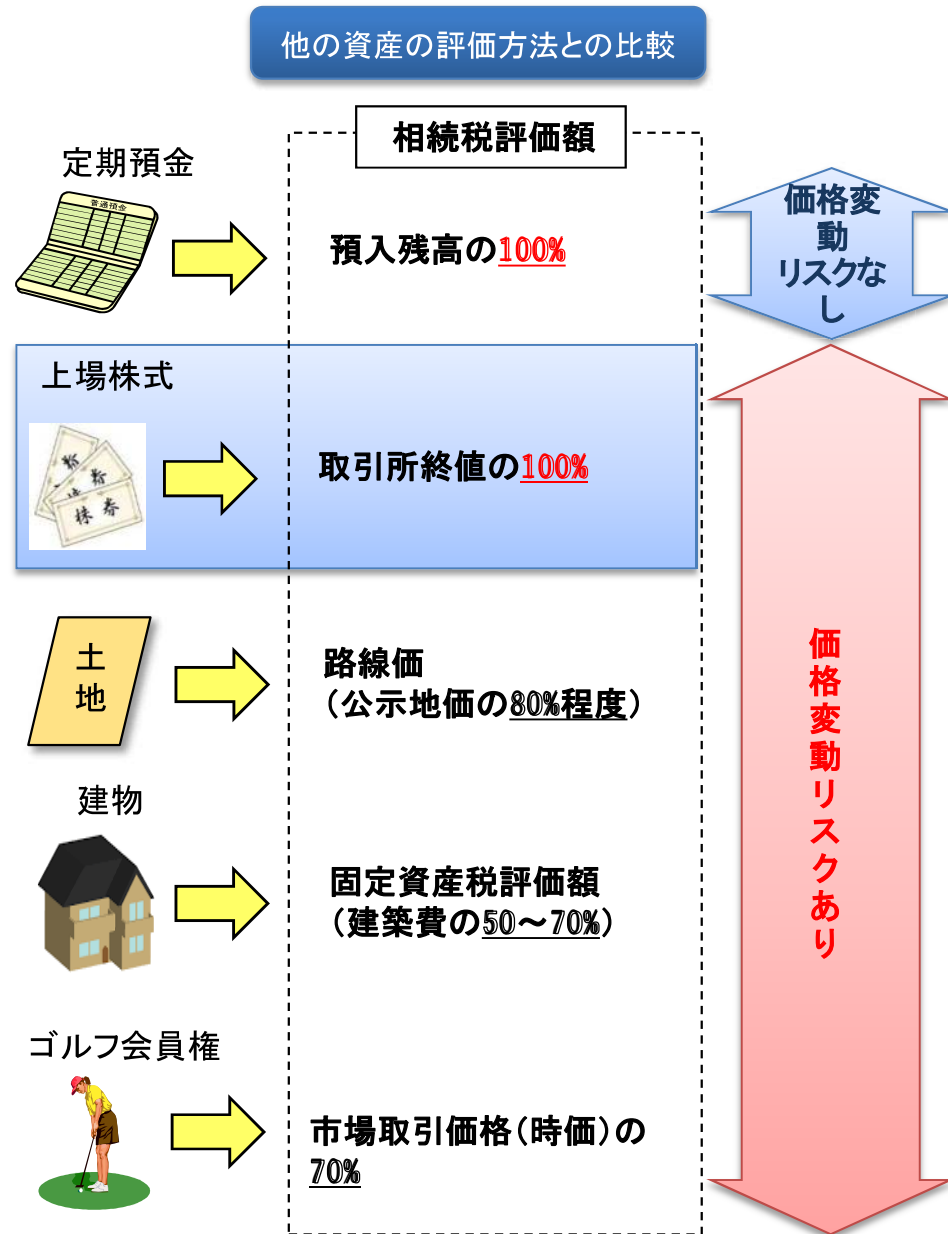
【年金】1件当たり給付額(年額)



【一時金】1件当たり給付額



出所:確定拠出年金統計資料2002年3月末~2018年3月末(運営管理機関連絡協議会)



- 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価で評価される。現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間(相続発生月、その前月、前々月)の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。
- 土地・建物については、価格変動リスクを考慮し、評価額から割り引いた額を相続税評価額としている一方、上場株式については、納付期限まで(10か月間)の価格変動リスクがあるにもかかわらず、取引所終値の100%で評価されている。

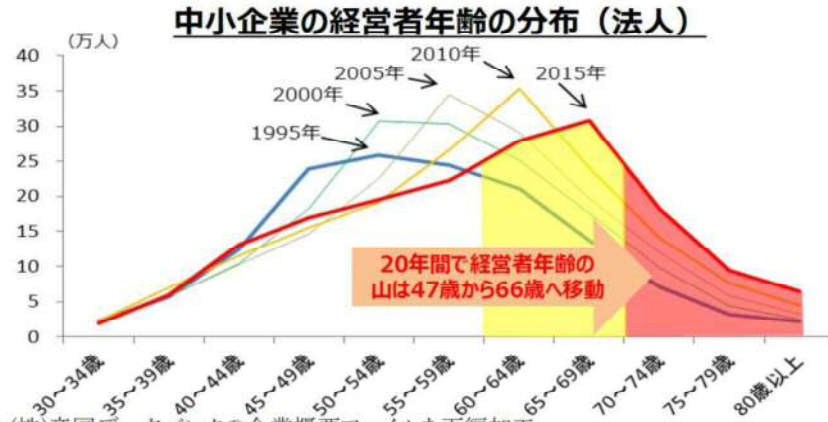
○ こうした評価方法が相続税対策として、高齢者の資産が土地・建物に向かうインセンティブとなっているとの指摘がある。

○ 株式の評価額についても、土地・建物と同様、価格変動リスクを相続税評価額に織り込む必要があるのではないか。

(注)土地等の資産については、実際の取引価格にばらつきがあることや、路線価等の算出頻度が少ないこと等を踏まえ、実際の取引価格より割り引いた額で評価されている。

事業承継①

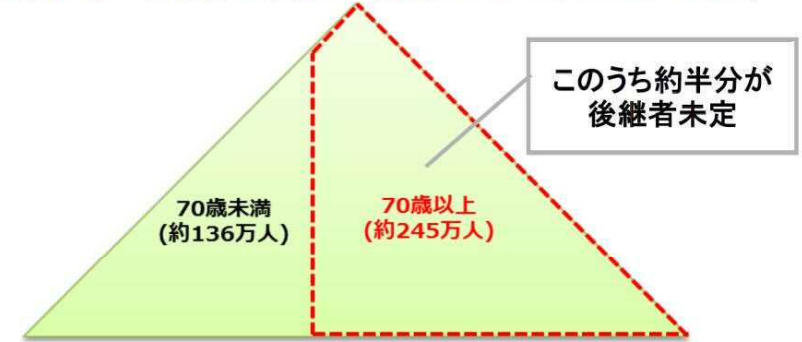
- 今後10年間で200万人を超える中小企業等の経営者が引退時期を迎える中、事業承継は重要な課題
- 事業承継において、後継者がいないことなどが廃業理由の上位に挙げられている一方、事業承継の準備内容としては、株式等の整理・承継が上位に挙げられている。



平成28年度 (株)帝国データバンクの企業概要ファイルを再編加工

(出典) 未来投資会議構造改革徹底推進会合資料(平成29年11月14日)より抜粋

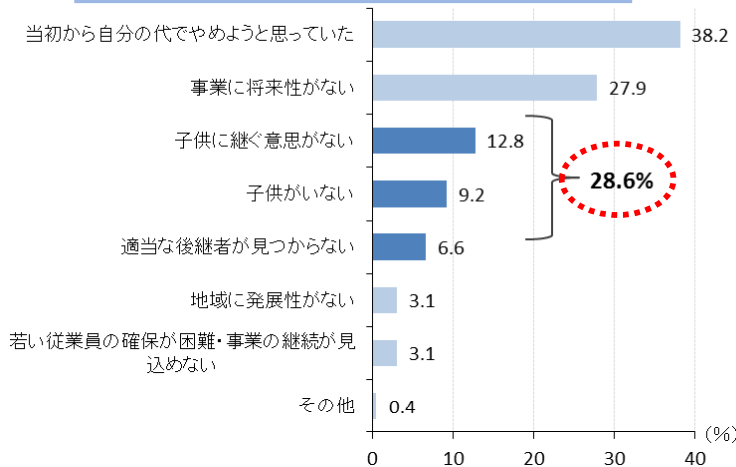
中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢



平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

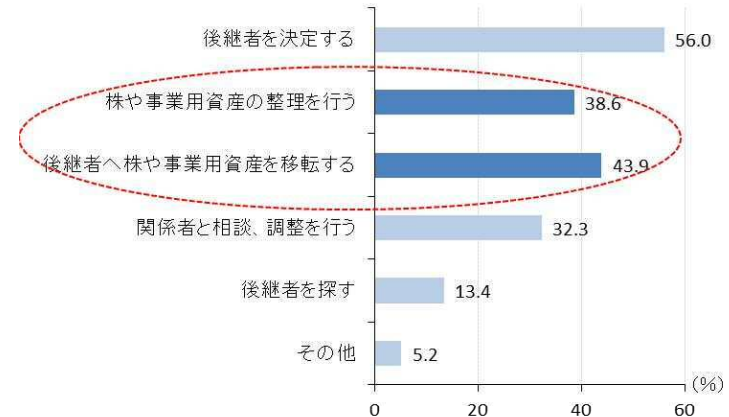
(出典) 未来投資会議構造改革徹底推進会合資料(平成29年11月14日)より抜粋

廃業予定企業の廃業理由



(出典) 中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」より、金融庁作成

事業承継の準備内容



(出典) 日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」より、金融庁作成

店頭有価証券に関する規則の改正(1/2)



社会的課題

事業承継の円滑な実施

課題解決へ貢献

協会員

非上場株式の投資勧誘
原則禁止⇒新たな制度創設による一部解禁

改正の内容

- 次の目的を全て達成するために行われる一連の店頭有価証券の売買等に係る投資勧誘を解禁する。
 - 買付者が、発行会社の総株主の**議決権の過半数を取得**すること。
(既に総株主の議決権の過半数を有している買付者が議決権を追加的に取得すること及び買付者の有する議決権の数と他者の有する議決権の数との合計を総株主の議決権の過半数とすることを含む。)
 - 買付者又は当該買付者により指名された者が当該店頭有価証券の**発行会社の代表者に就任**すること。

店頭有価証券に関する規則の改正(2/2)



□「経営権の移転等」を取り扱う際の主要要件

発行会社と



買付候補者の属性等について同意

…属性とは、例えば、会社経営の有無や
資力など

顧客へ



- 前頁の“目的”を達成できる見込みがない場合には売買等を行えない旨
- 買付候補者は、**発行会社に対する取引前調査**を行うことができる旨

などを説明

買付候補者と



取引前調査を行った場合には、その概要を
協会員に提供するとともに**他の顧客に提供**
することへの同意

協会員自身は



取引前調査の結果の概要を取得した場合は、**原則、顧客に対し当該概要を提供**
しなければならない

➤ 本件投資勧誘の実施に当たっては、当面は、本協会への事前事後の報告が必要である。

日本証券業協会の高齢顧客投資勧誘ガイドライン

✓ 高齢顧客の定義

- 75歳以上(目安)の顧客

※80歳以上(目安)の顧客に対してはより慎重な勧誘等

✓ 勧誘留意商品の選定

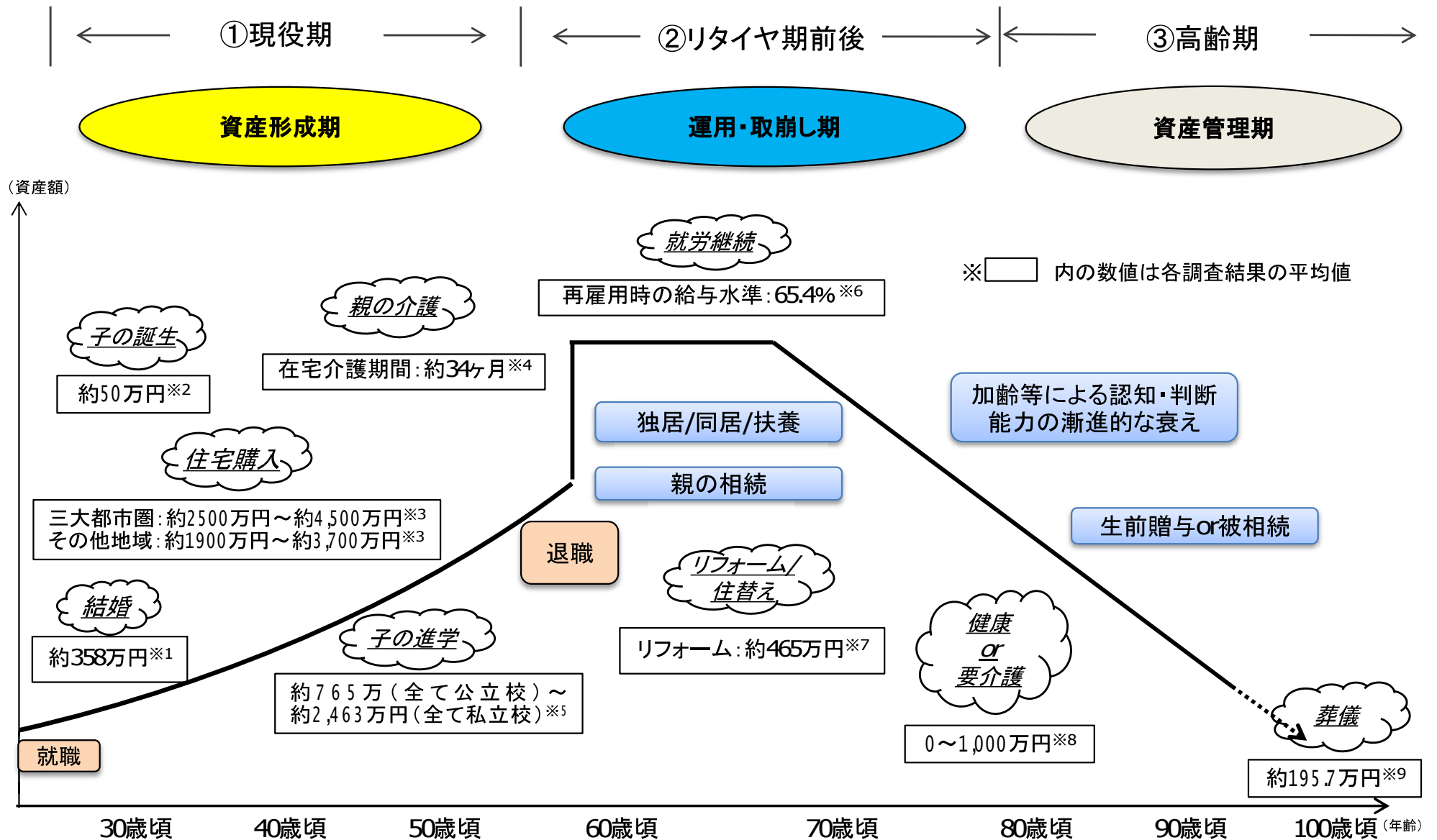
- 役席者の事前承認が必要な商品(勧誘留意商品)とそれ以外の商品の範囲を区分

※国債、社債、公社債投資信託等は事前承認不要

✓ 80歳以上の高齢顧客への対応

- 担当営業員が勧誘留意商品の勧誘を行う場合、原則として翌日以降受注
- 受注は役席者が行う

ライフステージに応じて発生する費用等の例



(出典) ※1 株式会社 リクルートマーケティングパートナーズ「ゼクシィ結婚トレンド調査2018」
 ※2 公益社団法人 国民健康保険中央会「正常分娩分の平均的な出産費用について(平成28年度)」
 ※3 住宅金融支援機構「2017年度フラット35利用者調査」より土地付注文住宅、注文住宅、建売住宅、マンション、中古戸建及び中古マンションの取得費(建築費・土地取得費含む)の平均値
 ※4 厚生労働省「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告」参考資料
 ※5 文部科学省「平成28年度子どもの学習費調査結果」及び独立行政法人「平成28年度学生生活調査報告書」より金融庁作成

※6 厚生労働省「平成29年職種別民間給与実態調査」
 ※7 国土交通省「平成25年住生活総合調査結果」
 ※8 生命保険文化センター「平成27年度生命保険に関する全国実態調査」
 初期費用80万円+(月額7.9万円×12月×10年)=1,028万円
 ※9 一般財団法人 日本消費者協会「葬儀についてのアンケート調査」

取り組みの全体像のイメージ

